

議案第18号

## 東近江市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市体育施設条例の一部を改正する条例

東近江市体育施設条例（平成17年東近江市条例第123号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市スポーツ施設条例

本則中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表第3中「利用できない」の次に「。高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする」を加え、

陸上競技用具個人	1種目	1
----------	-----	---

を

00円	陸上競技用具個人	1種目	100円
	電光掲示板	1日	10,000円

に、「

会議室（A・B・C）	1時間	200円
------------	-----	------

を

会議室（A・B）	1時間	200円	
多目的室	1時間	400円	

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（東近江市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

2 東近江市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（平成17年東近江市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第7号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

#### 提案理由

体育施設の名称をスポーツ施設に改めるとともに、新たに整備した設備の使用料等を定めたく、本議案を提出するものである。